

平成15年4月21日

**『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の
検討状況の整理」等に対する意見について**

社団法人 全国信用金庫協会

このたび公表されました標記「検討状況の整理」等につきまして、
下記のとおり意見を申し上げます。

記**◎ 『固定資産の減損に係る会計基準』の適用時期等について**

昨年8月に企業会計審議会から公表された『固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書』については、経営の健全性、資産評価の客観性等に鑑み導入が提案されたものと理解している。

私ども信用金庫は、中小零細企業を主たる取引先とする協同組織の地域金融機関であって、株式会社組織の銀行とは異なる非営利の相互扶助による経営組織に立脚している。したがって、その活動の拠点である資産の位置付けも、株式会社銀行の場合とは自ずから異なったものと認識している。

『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の作成にあたっては、協同組織金融機関の特性や実態、さらには、信用金庫が担う中小零細企業に対する円滑な資金供給に支障が生じることがないように十分に配慮いただくとともに、慎重な取扱いをお願いしたい。

また、信用金庫は、地域の中小零細企業の景気動向と密接不可分の一体的な関係にあるが、現在の我が国の景気情勢は、一部に

底入れ感があるものの、中小零細企業においては、先行き明るい兆しが見えるまでには至っていないのが実状である。

現状のようなデフレ経済下、金融機関を含め企業部門の収益力（キャッシュフロー創出力）が異常に低下している時期における導入は、減損損失額の過度な増加に繋がることが懸念される。このため、本制度の完全適用時期については、景気情勢や地域経済への影響等を十分に見極めたうえで決定されるようお願いしたい。

◎『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理について

1. 資産のグルーピングについて（4項、47項）

信用金庫は、事業免許を受けた一定の地区内においてのみ店舗を配置して事業展開をしており、店舗ネットワークによる金融サービスの提供は、本支店全体で一体性をなして行っている。

このため、各店舗のキャッシュ・イン・フローは極めて相互依存的なものとなっており、店舗単位で切り離れたときには他の店舗から生ずるキャッシュ・イン・フローに大きな影響を及ぼすこととなる。

したがって、信用金庫におけるグルーピングは必然的に本支店全体という範囲にならざるを得ないと考えるがどうか。

なお、仮に、継続的に収支の把握がなされている範囲で最小の単位を店舗と考えることとした場合、固定資産の減損は、営利を目的とする企業においては、一般的に不採算店舗の統廃合を促進させる一要素として作用するものと考えられる。しかしながら、信用金庫は、中小零細企業を主たる取引先とする協同組織の地域金融機関であって、会員（顧客）利便の確保など、地域経済の公器として果たすべき役割を担っており、店舗の統廃合については収支のみでは判断できないのが実状である。このため、金融機関の特性に合った対応が可能となるようにしていただきたい。

また、金融機関の救済や破綻に伴う固定資産（店舗）の譲受等、特殊なケースについても配慮すべきと考える。

2. 営業活動から生ずる損益等が「継続してマイナス」の場合について（8 項、51 項）

減損の兆候となる事象の例のうち、「営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合」における「継続して」については、「おおむね過去 2 期」、「前期と当期見込み」を指すものと考えられるがどうかとされているが、有価証券の減損処理や繰延税金資産の回収可能性との平仄を考慮し、3 期としていただきたい。

3. 「市場価格の著しい下落」について（11 項、60 項）

地価に係る「市場価格の著しい下落」の判断基準について、「市場価格が帳簿価格からおおむね 50%程度以上下落するまでは該当しないという見方と、おおむね 30%程度以上下落した場合は該当するという見方があるが、減損の兆候を把握するという趣旨に照らせば、後者の方向性で考えていくこととしてはどうか。」とあるが、減損処理による財務面への影響の大きさを考えると、減損兆候の判断基準は「50%程度以上下落」を採用すべきであり、少なくとも、減損会計の導入当初においては、「30%程度以上下落」を判断基準とすることは避けるべきであると考ええる。

さらに、将来的に資産デフレの解消過程では、地価の回復可能性を十分見込めることが考えられるため、「30%程度以上下落」を基準とすることとした場合であっても、その運用にあたり、減損処理を実施することについては慎重に取扱われるべきであると考ええる。

4. 減損損失の認識について

減損損失の認識にあたり、割引前将来キャッシュ・フローを見積る必要があるが、実務面で適切かつ容易な運用が可能となるよう、信用金庫や中小企業等の経営実態を踏まえた見積方法（簡便法等）についても幅広く検討していただくとともに、それらの事例を明示していただきたい。

5．損失処理の弾力化（激変緩和措置）について

『固定資産の減損に係る会計基準』では、「減損損失を認識すべきであると判定された資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を当期の損失とする。」こととされているが、導入初年度における損失額が著しく多額となることも考えられ、財務諸表における期間損益を歪める恐れがある。

については、『適用指針』においては、退職給付会計での会計基準変更時差異の取扱いと同様、通常の会計処理とは区分して一定年数の按分額を当該年数に亘って費用処理できるよう、激変緩和措置（経過措置）を設けていただきたい。

6．再評価を行った土地の取扱いについて（42 項、104 項）

「土地の再評価に関する法律」は、法人が所有している事業用土地の再評価に関し必要な事項を定めることにより、金融の円滑に資するとともに、企業経営の健全性の向上に寄与することを目的として施行されたものであり、その影響は貸借対照表への計上として取扱われ、損益計算書へは影響しないこととなっている。

したがって、同法施行の趣旨に鑑み、減損処理の影響においても、再評価差額の範囲内においては、取崩額とのネッティングを行い、ネット損額を損益計算書へ反映させることとするか、または国際基準を準用し、当該取崩額を特別利益に計上することなどにより、結果として、減損処理額の損益への影響額を再評価前の簿価を下回った部分のみを対象とすることとしていただきたい。

土地の時価はバブル崩壊後一貫して下降局面にあり、再評価後においては含み損が発生し、その金額も拡大傾向にあることから、適用指針どおりの処理となった場合には、損益計算書上では損失としてのみ影響することとなり、期間損益を大きく歪め、結果的に顧客において誤った解釈がなされることが懸念される。

以 上